

平成21年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成21年12月14日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議会運営委員会報告
- 第 2 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 議案第 1号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について
- 第 4 議案第 5号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 第 5 議案第 6号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について
- 第 6 議案第 2号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 7 議案第 3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 8 議案第 4号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 9 議案第 9号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第10 議案第 7号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第 8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

1番 西原 央 騎 君	2番 本 多 夕紀江 君
3番 東海林 繁 幸 君	4番 村 山 義 明 君
5番 星 川 三喜男 君	6番 柳 澤 雅 宏 君
7番 藤 田 首 健 君	8番 石 神 忠 信 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 邑 智 雄 君
教 育 長	米 屋 彰 一 君
総 務 課 長	遠 藤 義 一 君
総 務 課 参 事	石 川 篤 君
総 務 課 主 幹	神 成 和 弘 君

まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	奥村文男君
産業建設課参事	中原直樹君
産業建設課主幹	山内功君
保健福祉課長	竹内義博君
保健福祉課主幹	吉田智一君
教育次長	柴田弘君
会計管理者	高井秀一君
国保病院事務長	青木彰君
自動車学校長	浅野豊君
南宗谷消防組合 中頓別支署長	吉田行博君
南宗谷消防組合 中頓別支署副長	丸山博光君
こども館館長	平中静江君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	和田行雄君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第1、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告いたします。

平成21年第4回中頓別町議会定例会の運営に関し、昨日12月13日に議会運営委員会を開催したので、その報告をいたします。

昨日の議会運営委員会では、会期中に長側から提出された議案第7号及び第8号、国保病院医師給与関連条例の取り扱いについて協議した結果、当該条例を含む9議案のすべてを本会議で審議することに決定しましたので、ご報告いたします。

なお、本日の議事日程につきましては、日程第2号のとおりであります。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記、住所でありますけれども、枝幸郡中頓別町字小頓別185番地1。氏名、坂本登・美。生年月日は、昭和11年12月2日生まれの73歳であります。

坂本さんは、平成16年6月から5年6カ月にわたり固定資産評価審査委員会の委員として活躍をされており、今までの経験を生かしていただき、再度委員としてご協力をいただきたいと考えておりますので、どうか満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げ、簡単でありますけれども、提案理由とさせていただきます。

なお、任期は、平成21年12月20日からの3年間であります。

以上、簡単でありますけれども、提案理由とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件は同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、議案第1号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第1号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することの協議について、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

提案の理由としまして、平成22年4月1日から介護認定審査会の事務局が浜頓別町から枝幸町に変更することに伴い規約変更手続が必要となることから、地方自治法第252条の7第2項の規定に基づき、南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文を朗読いたします。

南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。

本則中「浜頓別町長」を「枝幸町長」に改める。

第3条中「北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番浜頓別町役場内」を「北海道枝幸郡枝幸町本町916番地枝幸町役場内」に改める。

第4条第2項中「枝幸町（）」を「浜頓別町（）」に改める。

第9条第2項、第10条、第11条（見出しを含む）、第13条中「浜頓別町」を「枝幸町」に改める。

附則、この規約は、平成22年4月1日から施行する。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 説明で大事なところが抜けています。説明の文案を見ても、説明要旨を見ても、浜頓別町から枝幸町へいくことはわかるのです。なぜなのか、そこが説明の要点ではないですか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 南宗谷地区介護認定審査会共同設置を行った時点で、10年ごとに浜頓別町、枝幸町、中頓別町の3町を順次事務局が交代して行うということで、浜頓別町介護認定審査会が設置されてからことしで10年目ということで、来年の4月1日から今度枝幸町に移るという形になります。それで、枝幸町で10年事務局を行った後に今度中頓別町という形になっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 南宗谷地区介護認定審査会共同設置規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議案第5号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減の件及び日程第5、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減の件を一括議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の

増減については総務課長、議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減については保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第5号の説明の前に、大変恐縮でありますけれども、一部誤りがありますので、訂正をお願いします。1ページ目の地方自治法、昭和22年法律第67条となっておりますけれども、条ではなく号の誤りですので、大変恐縮ですが、訂正をお願いします。

議案第5号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を別紙のように増減することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

3ページ、説明の要旨でありますけれども、北海道市町村備荒資金組合から組合を組織する市町村の数の増減について協議がありましたので、議決を求めるものであります。組合を組織する市町村の数の増減の理由等につきましては、以下のとおりであります。

平成21年10月5日から紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を廃し、その区域をもって同郡湧別町が設置されたことに伴い、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を増減することになったために今回の改正をするものであります。

2ページ、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減する。

1、組合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、組合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日、組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数を別紙のように増減することの協議について、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

6ページをお開きください。説明の要旨でご説明させていただきます。北海道後期高齢者医療広域連合から広域連合を組織する市町村の数の増減について協議があったので、議決を求めるものです。広域連合を組織する市町村の数の増減の理由等については、以下のとおりです。

平成21年10月5日から紋別郡上湧別町及び同郡湧別町を廃し、その区域をもって同郡湧別町が設置されたことに伴い、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数

を増減することとなったものです。

それでは、5ページをお開きください。北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について。

北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数を次のように増減する。

1、広域連合を脱退する市町村、上湧別町、湧別町。

2、広域連合に加入する市町村、湧別町。

3、脱退及び加入の日、広域連合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 大変申しわけありません。先ほどの説明の中で、今回のこの市町村の増減につきましては10月5日に上湧別町と湧別町が合併して湧別町になったということが改正の大きな理由でありますので、説明をつけ加えさせていただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号及び議案第6号について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減及び議案第6号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、議案第2号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算について議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を願います。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第2号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第2号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算について

てご説明を申し上げます。

平成21年度中頓別町一般会計補正予算。

第1条、歳入歳出の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,781万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,376万4,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正、既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

3ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正について、今回の補正は債務負担行為の追加で、事項、畜産経営維持緊急支援資金に対する利子補給、期間、平成21年度から平成46年度の26年間です。限度額、借入金7,864万9,000円に対する利率0.18%の年賦利子であります。

引き続き、事項別明細、歳出からご説明をいたします。7ページをお開きいただきたいと思います。1款議会費、1項1目議会費では、既定額に38万5,000円を追加し、3,882万4,000円とするもので、3節においては今回の職員手当改正に伴い不足した分22万2,000円を追加、4節では共済負担率の増により4万4,000円を追加、13節では臨時会等による会議時間の増に伴い会議録調製委託料として11万9,000円を追加するものであります。

2款総務費、1項1目一般管理費では、既定額より243万6,000円を減額し、4億1,295万4,000円とするもので、内容といたしましては2節から19節まで、後ほどご説明いたしますが、8款土木費において今年度から雪寒指定路線に係る除雪費が補助対象となったことにより事務費の計上ができることに伴い、人件費分を道路新設改良費で計上したこと、10款教育費において9月の人事異動に伴い追加計上が必要となったことから、総務費において減額調整をしたものであります。

5目企画費では、既定額に161万5,000円を追加し、4,872万5,000円とするもので、財団法人北海道市町村振興協会の助成を受け実施する地域づくり研修会の関係経費として8節で15万円、9節で12万5,000円、11節で2万5,000円を、また北海道消費者行政活性化事業関連経費として研修会費用弁償として9節で22万1,000円、11節で82万7,000円を、18節で関係備品の購入費として131万9,000円を新たに計上するものであります。19節では、今年度の市町村単独路線維持費が確定したことにより、当初計上していた補助金より105万2,000円を減額するものであります。

8目防災会議費では、既定額に197万1,000円を追加し、200万4,000円とするものです。内容は、地域住民に地震や津波、弾道ミサイルなどの危険情報を瞬時に伝える全国瞬時警報システム、通称Jアラートについて総務省より未整備自治体に対し防災情報通信設備事業交付金が交付されることに伴い、関係機器を取りつけるための経費を計上するものであります。

14目地域活力基盤創造交付金事業費では、新規に2,435万2,000円を計上、内容といたしましては平成21年度地域活力基盤創造交付金として申請してきた事業に対して対象となった事業に関する関連経費を計上するもので、12節、18節、27節ではスクールバス購入事業に関連する経費をそれぞれ計上、13節では観光看板整備に伴う調査委託経費として160万円を、19節では地域住民の足の確保から本事業を活用し、宗谷バスに対しバス車両購入費1,905万2,000円を新たに計上するものであります。

2項1目税務総務費では、既定額に1万円を追加計上し、528万6,000円とするものです。内容といたしましては、12節で滞納者に対する財産調査実施経費として預貯金調査等手数料7,000円を新規に計上、19節では当初来年度より加入することとなっていた地方電子化協議会について今年度より加入することにより来年度以降の経費の一部が軽減されるため、今回分担金として3,000円を計上するものであります。

4款1項1目予防費では、既定額に165万4,000円を追加し、461万5,000円とするもので、内容は新型インフルエンザ予防接種委託料として15歳以下125名分、65歳以上412名分で予防接種の2分の1を、それから生保、非課税世帯160人分として予防接種料の8分の7を負担する分として計上するものであります。20節扶助費では、予防接種助成金として2万7,000円を計上するものであります。

6款1項2目農業振興費では、既定額に1万3,000円を追加し、6,470万4,000円とするもので、内容は19節で畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金を計上するものであります。

5目農業者年金費では、既定額に4万5,000円を追加し、42万4,000円とするもので、平成21年度農業者年金事務委託料の確定に伴うもので、11節で車両燃料費として4万5,000円を追加計上するものであります。

7款1項2目観光費では、既定額に14万3,000円を追加し、3,643万2,000円とするもので、ピンネシリ温泉の暖房機の老朽化に伴い、暖房機1台を新規に購入する経費を計上するものであります。

8款2項1目道路維持費では、既定額に330万円を追加し、3,956万6,000円とするもので、平成8年度購入の除雪ドーザーのミッションが経年劣化で故障し、交換することが必要になったため、11節で330万円を計上するものであります。

3目道路新設改良費では、既定額に39万円を追加し、1億5,040万円とするもので、先ほど総務費で説明いたしましたが、今年度から雪寒指定路線に係る除雪費が補助対象となったことにより事務費の計上ができることに伴い、2節から12節まで追加計上するものであります。

9款1項1目消防費では、既定額より85万1,000円を減額し、1億3,721万円とするもので、内容といたしましては19節で南宗谷消防組合負担金を減額計上するものであります。詳細につきましては、21年度一般会計補正予算明細書2ページをごらんいただきたいと思っております。

10款教育費、1項2目事務局費では、既定額に185万円を追加し、7,485万4,000円とするもので、内容は9月に行われた人事異動に伴い人件費等が不足したためによるもので、その分を2節、3節及び19節でそれぞれ追加補正するものであります。

13款諸支出金、3項基金費では、既定額に536万9,000円を追加し、1,950万9,000円とするもので、1目畜産振興基金費から12目地域福祉基金費まで基金利息が確定したことに伴いそれぞれ追加計上するものであります。

歳出合計、既定額に3,781万円を追加し、32億5,376万4,000円とするものであります。

歳入についてご説明をいたします。5ページをお開きいただきたいと思います。14款国庫支出金、2項2目土木費国庫補助金では、既定額に400万円を追加し、8,993万8,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で地域活力基盤創造交付金において除雪事業に対して基準額600万円の3分の2が補助対象となったことによるもので、400万円を計上するものであります。

5目衛生費国庫補助金では、既定額に28万8,000円を追加し、43万5,000円とするもので、内容は1節保健衛生費補助金で新型インフルエンザ接種助成費臨時補助金として28万8,000円を計上。

6目総務費国庫補助金では、既定額に1,802万5,000円を追加し、1億8,852万7,000円とするもので、3節で地域活力基盤創造交付金1,802万5,000円を計上するものであります。

15款道支出金、2項2目農林業費補助金では、既定額に8,000円を追加し、7,573万6,000円とするもので、16節畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助金で畜産経営維持緊急支援資金道補助金として8,000円を計上するものであります。

3目衛生費補助金では、既定額に14万4,000円を追加し、149万9,000円とするもので、3節衛生費補助金で新型インフルエンザ接種助成費臨時補助金として14万4,000円を計上するものであります。

4目総務費補助金では、既定額に433万8,000円を追加し、573万8,000円とするもので、2節防災情報通信設備整備事業交付金では新規に危険情報を瞬時に伝える全国瞬時警報システムの導入に係る防災情報通信設備事業交付金として197万1,000円を計上するものであります。3節北海道消費者行政活性化事業補助金では、新規に北海道消費者行政活性化事業補助金として236万7,000円を計上。

16款財産収入、1項1目財産運用収入では、既定額に536万3,000円を追加し、各種基金における利子の確定によるものであります。

18款繰入金、1項1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額に470万円を追加し、2,752万4,000円とするもので、代替バス運営費で105万2,000円を減額、バス購入のうち基金からの充当分として575万2,000円の新規の計上であります。

19款繰越金、1項1目繰越金は、既定額に59万9,000円を追加し、1,873万1,000円とするもので、1節前年度繰越金を充当するものであります。

20款諸収入、5項1目雑入では、既定額に34万5,000円を追加し、3,909万9,000円とするもので、地域づくり研修会開催支援金30万円と農業者年金事務委託金4万5,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

歳入合計、既定額に3,781万円を追加し、32億5,376万4,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 先ほどの説明の中で防災会議費で197万1,000円計上されたのですけれども、これ具体的にはどういう設備になるのかちょっと説明してください。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回の防災に関するシステムに関しましては、地域衛星通信ネットワークというものがあまして、これは北海道防災無線衛星系の受信チューナーから入力してくるものでありますけれども、この間北朝鮮の関係で緊急にいろんな情報がそれぞれの町村に来ました。それらの情報を一括、別々に今まで送信していたのですけれども、それを一遍に全国に発信できるシステムを導入している町村はもうあるのですけれども、導入していないところについて緊急にそういうシステムを導入して、国民の安全確保というのですか、それをやるためのシステムを今回総務省が新たに助成を出して、町がそれを受けてそういうシステムを導入するといつて、そういうことからいけば総務省から来ているお金すべてが町単費から持ち出しということではなく国が設置をしていただけたという形になっています。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 済みません、今の関連なのですけれども、危険情報が瞬時に伝わるということなのですけれども、その危険情報が伝わるのは役場に伝わるということなのですか。それと、その危険情報、例えばこういう危険情報というのも説明あったのですけれども、聞き取れなかったものですから、その危険情報の種類といいますか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回のシステムにつきましては、消防庁から地域衛星通信ネットワークシステムを経由して、それぞれの市町村のほうに情報が流れてきます。役場のほうにその情報が流れてくるということになります。それを受けて、町が町民に対しての情報を提供していく。もちろん我々のところに情報が来るといことは、テレビあるいはラジオ等でも同じような形で情報は提供されることになろうかと思えます。

内容としましては、地震、それから防災に関する、気象に関する情報等、大雨等のそう

いった情報もあわせて提供されることになっております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） ちょっと事前調査悪くて申しわけないのだけれども、新型インフルエンザの関係経費について、収入では国庫支出金、道支出金で40万ちょっとありますが、支出においては160万ちょっとあります。これで支出では新型インフルエンザ予防接種委託料になっているのです。委託料ということは、多分病院あたりに委託するのかなど。しかし、病院にかかった患者は予防接種料払っているのだけれども、この辺の仕組みはどんなふうになっているのですか。それから、扶助費になっているものは生活困窮者に対する助成措置だと思えるのですけれども、全体的な仕組みは、どんなふうになっているのでしょうか。ちょっと教えていただきたいことが1点。

それと、これどなたか聞いていただければよかったなと思ったのだけれども、私もちょっと気になりながら、このままにしておくのだめだなと思ったので、聞きます。観光関係、まちづくり推進課のほうからも出ておりました観光看板整備事業というところで確認しておきたいのは、この予算の計上では調査委託費ということになっています。市内の看板をどういった箇所ですら調査をするのか、それがちょっとわからない。それにこれだけの金額をかけるというのは、町村の担当者だとか観光協会の担当者の能力は使わないで、どこか民間委託するだけなのかと、そんな思い等があるのです。これいわゆる看板をつくる経費ではないわけですね、調査委託費ですから。そうすると、この調査委託した結果来年度予算等でそういった看板整備がされる予定になっているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 新型インフルエンザの関係でございますけれども、まず委託料につきましては、中頓別町の国保病院、それからもう一件、瀬尾診療所の2件がありますけれども、そちらのほうと委託契約を結んで、本人負担分がありますけれども、それ以外の部分に対しては町のほうで請求に基づいて支払いをするという形になっております。また、扶助費につきましては、町外の病院でやむを得ずインフルエンザの予防接種をした場合、これにつきましてはそこは委託契約を結んでおりませんので、領収書をもとに償還払いをするという形になっております。それで、町の助成としまして15歳以下と65歳以上、これにつきましては町が2分の1の補助という形になります。あと、生活保護だとか非課税世帯につきましては、道、国の負担額がありますけれども、その残りの部分につきましては本人が半分、そして町が半分という形で、まず生活保護、非課税世帯につきましては国が2分の1、道が4分の1、町が8分の1、自己負担が8分の1という形で予算を組ませていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 観光看板の関係でありますけれども、今回の調査内容につきましては町内にあるすべての観光看板を対象にしております。それで、今回は

あくまで調査ということでありまして、この中では今現在ある観光看板について見やすさであるとか表示内容であるとか、それからデザイン、こういったところに問題がないかどうか、あるいはこれから整備していく、計画的に観光看板の書き直し、整備等に当たっていききたいというふうに考えておりますので、その際どのような場所の変更であったり、表示の内容であったり、デザインを変えていったらいいのかということを経営的に計画づくりをするというようなことで考えています。先ほど職員等の手をかけないでというお話もありましたけれども、一昨年全町の観光看板について調査が職員によって行われておりまして、これは台帳として整理されております。昨年も観光看板の見やすさというようなことで主要施設への案内がちゃんとされているかどうかというようなこともワークショップを観光協会と町職員で行って実施をしてきたというような経緯もありまして、ある程度下地になる資料というのはあるのですけれども、今後の整備計画、デザイン、そういったようなものをこの事業を活用してつくっていききたいということでもあります。

なお、今回使います地域活力基盤創造交付金の関係で、これは自治体の負担3割で、7割ほど交付金が充てられるという事業でありますので、この事業を活用して22年度以降において今度は具体的に個々の看板の改修整備というものに当たっていききたいというふうに考えているところです。ただ、22年度については、この交付金もおおむね3割ぐらいは減額されるのではないかとということ、また23年度以降はあるかどうか分からないというようなところもありますので、財源を考えながら、順次計画的に整備を図っていく方向でいききたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今質問したことに対してお答えいただいたのだけれども、インフルエンザの仕組みはわかりましたし、これは住民に対して情報を与えているのだろうと思うのだけれども、私はわかりませんでした。多分出してくれたせっきくの情報を読み切れなかったのかなと思っています。そういう人間もまだいると思うのです。ですから、そういった仕組み、例えば幾らでできるのだとか、幾ら払っても幾ら返ってくるのだとか、それから町外でやったらそういうように申し出てくれとかということにもなっているのでしょうか。実は、私たまたまだったのだけれども、特定疾患患者で、中頓別ではない札幌市の病院だったので、そこ行ったらやれるよと言うので、やってきたのだけれども、まさかそれをこっちへ持ってきてお金、例えば町が助成してくれるなんていうのは知らなかったのです。変な話ですけれども、私の無知なのだろうとは思いますが、でも、そういう人もまだいるかもしれないから、その辺の情報はひとつしっかり教えていただければと思います。これは要望ととらえていいと思います。

それと、小林課長、私これ中頓別町の看板、看板やってどのぐらいの費用対効果のことを考えるとこれもまた疑問なところもあるのだけれども、看板づくりは全く下手くそだと思うのですけれども、今まで。観光協会がやったとか町がやったとかいいながら。それで、中頓別町で今まで一番金かけたのがどこだと思いますか。私は知っているのだけれども、

音威子府に1カ所ありますよね。それから、下頓別に1カ所ありますよね。あれが一番金かかっているはずなのです。1基に数百万かけましたよね。ところが、あれ見えますか。あれ何て書いてあるかわかりますか。議員の皆さんわかりますか。私は全くわからない。あそこ何回通っても何て書いてあるか、何々何々が、どういうものが入っているのか全くわからない。わからない看板に数百万かけて、しかもよその町に立てているのです。ですから、そういうことも事業仕分けでいうと無駄になってしまうのではないですか。やっぱり立てるならあれほどの大きなものを遠くに立てて読めないような字で書いてあるよりも小さくても近くではっきりわかるような看板、あれだってプロがつくったはずなのです、デザインも含めて。これ私だけでしょうか。私だけ目が悪くて見えないのなら、これは私の乱暴な言い方だと思うのだけれども、ほとんどの人に聞いてもあそこ何て書いてあるか見えないよ、上の中頓別だけはわかるのです。だから、それはやっぱりこれからも、いろいろ下手くそだったと私は思っているので、私もそういった自治体の職員であったことを考えてもまずかったなと思って反省しながら、どうもその辺がうまくできなかったので、これからの人たちはやっぱり効果的なことを考えてくれることだと期待していますので、例えば今の2つの私の出した例、課長、どう思いますか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） インフルエンザの予防接種の関係でございますけれども、これは一番最初にですけれども、裏表で別刷りで町民に配布しております。その中で、自己負担額というところで町外の医療機関で接種された方は保健福祉課にご連絡くださいということで入れてありますけれども、この後まだ予防接種の受け付けの周知をしますので、今度わかりやすいような形で大きく、この字がちょっと小さいものですから、それで今後また周知していきたいなということで考えております。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 既存の観光看板につきましては、そのとき、そのとき最善という判断に立ってつくられたものというふうに考えております。ただ、時間が経過していく中いろんな評価があるのは確かでありまして、議員がおっしゃった点についても私どものほうにも再三問題としてご指摘をいただいていた経緯があります。そういったことも含めて、今後一遍には当然できないのですけれども、既存の看板にある表示内容、デザインにおいてはやはりユニバーサルデザインというような色のことも含めて文字の大きさ、そういったようなことを十分配慮して改めて設置を考えていく、設置というか、改修を考えていくというようなことに当たっていきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 消費者行政活性化事業について伺いますけれども、補助率100%ということではありますけれども、その中身が相談用のテーブルを買ったり、イスを買ったり、パンフレットラック等を買ったり、それから相談員レベルアップ事業とかいろいろ載っています。消費生活相談センター的なものをどこかに設けて、そこに相談員を配

置して、消費生活センターですか、そういうようなものをつくるということでしょうか。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 消費者相談につきましては、正直申し上げて本町町民から直接町に相談を寄せられるというのは年にあって数件、ことしについては特にないというようなのが実態ということがあります。これは、1つは町がそもそも相談窓口になっているということをご存じないということもあるかもしれませんし、プライバシーの関係であれば本町には、要するに顔を知っている職員等には相談したくない、道とかに直接相談したいというような方もいらっしゃる、そういったことが理由になっているというふうに思います。ただ、振り込め詐欺等々私ども把握できていないところで、もしかしたら町民の方にも被害があるかもしれないというようなことがあります。国において消費者庁を設置して、この関係の行政について特段に力を入れて取り組むということですので、これに関して町としてもできるだけのことをやっぴりやっていきたいというふうに考えたということでもあります。それで、今ご質問にありましたセンター的な機能、これ正直申し上げて先ほど言ったような実態から常勤の職員を配置するというのはなかなか考えにくいというふうに思っております。この部分については、町費で100%人件費については負担しなければいけないというような問題もあります。それで、今ある機能を生かして何とか消費者相談の窓口にもなるようにということを考えておまして、1つその結果考えたのが郷土資料館図書室を場所として、将来そこはパートナーシップの拠点というようなことも考えていきたいという伏線もあるのですけれども、そこを第一義的な窓口、当然役場のまちづくり推進課もその窓口にあたって、双方連携をとってやっていきたいというようなことで、そこを消費者相談の窓口にすると。センターを設置するというのではなくて、窓口にするということにして周知を図っていききたいと。そのために必要な交付金として、あそこのエントランスホールのところ、そういったところにパンフレットを置いたり、相談コーナーみたいにできるいす、テーブルを置いたりというような形でやれないかというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） ただいまのお話なのですけれども、郷土資料館にして、人員はどうするの。今その人件費かかるから人員ということは考えていないというけれども、あそこを窓口にして、だれがどうやって対応するの。そこで相談受けますよということは、今後できれば具体的に住民に周知するのだらうと思うけれども、その窓口でだれが対応するの。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今現在いる図書室の臨時の職員の方と今後そこにパートナーシップでいろいろ自治会であったり、あるいはそういったような事務局機能を持った常勤ではありませんけれども、また人的な配置を考えていけないかというふうに検討しておまして、そこがまず対応すると。ただ、先ほど申し上げましたように消費者

行政に関して熟達して相談業務に当たれるというところまでは現状なかなか難しいところがあります。そういったことから、基本的には行政、役場のほうの窓口と連携したり、あるいは道のセンターと連携をしたりというような形で対応していくというふうに考えています。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。東海林さん、3問目になります。

○3番（東海林繁幸君） 今のことでちょっと無理あるなと思うのは、今パートナーシップの話が出たので、自治連合会との関係で今まで話し合ってきたことだから、それはそれでわかるのだけれども、その先取りしたという、現実にはまだ事務局体制をどうするかということも全く話し合われていない中でこれをやるということ、そしてこの中には相談員のレベルアップということまである。これレベルアップということは、既定にもう相談員がいるということなのですよ。それに対して研修旅費まで見たというこの辺についてはちょっと予算計上問題があると思わざるを得ないのです。だれかを想定してこの研修派遣するとかという具体性があれば問題ないと思うのだけれども、この辺もう少し精査して出されたほうがいいのか。または、これは今のところまだ決まらないけれども、今後決まる見通しがあつてのこういった予算計上内容なのか、その辺の確認だけしたいと思ったのです。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 今お話のあつたとおり、基本的にはまだ自治会連合会さんを含めた協議の途中ということでありましてけれども、その協議をできるだけ早く整えた上でやっていきたいというふうに考えています。予算の執行において今言ったようなことが前提というふうに考えておりますので、無理に執行するというのではなくて、しっかり調整を図った上で実施をしていきたいというふうに考えています。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成21年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時05分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 日程第7、議案第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹内義博君） 議案第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,800万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,174万7,000円とする。

5ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明をいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、3,200万円を追加するもので、当初平成20年度決算見込みで計上しておりましたが、平成21年度の療養給付費の増により決算見込みで予算不足が見込まれることにより追加補正をするものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、600万円を追加補正するもので、当初平成20年度決算見込みで計上しておりましたが、平成21年度の高額療養費の増により決算見込みで予算不足が見込まれることとなったことにより追加補正するものでございます。

歳出合計、既定額に3,800万円追加補正し、歳出合計額を3億5,174万7,000円とするものでございます。

4ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では、既定額に160万円追加補正するもので、1節医療給付費現年度課税分で133万円追加、2節後期高齢者支援分現年度課税分で27万円追加補正するものでございます。

2款国庫支出金では、2,236万円を追加し、1項国庫負担金、1目療養給付等負担金では1,768万円の追加で、1節現年度分の一般被保険者療養給付費分で1,768万円を追加補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、468万円追加し、1節財政調整交付金の

普通調整交付金で468万円を追加補正するものでございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金で364万円を追加し、1節調整交付金の普通調整交付金で312万円、特別調整交付金で52万円を追加補正するものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金では、1,040万円を追加し、1節その他繰越金の前年度繰越金で1,040万円を追加補正するものでございます。

歳入合計、既定額に3,800万円を追加補正し、3億5,174万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成21年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、議案第4号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第4号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成21年度中頓別町の国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございますが、収入及び支出について補正予定額についてはゼロ円で、予定合計額4億6,685万6,000円に変更はございません。

内容についてご説明をいたします。4ページをごらんいただきたいと思います。支出に

ついでのみの変更でございます。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費の旅費交通費で75万円を追加するもので、医師の方が本町病院を視察見学に来られる費用と医師の方に面会をするために必要な旅費を計上させていただきました。病院を視察いただく関係者ですけれども、本人と関係者含めて今後の予定も含めて7名を予定しております。それと、医師確保のために本人への面会ということですが、私なり院長ということで、旭川、札幌方面、四国というようなことで4回ほど予定をしております。続いて、委託料については75万円の減額で、それぞれ契約執行による減でございます。

合計補正予定額についてはゼロ円で、既定予定額4億6,685万6,000円に変更はございません。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成21年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、議案第9号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第9号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、浅野自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第9号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1表、既定の歳入歳出予算の総額に15万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,357万円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額に15万6,000円を追加し、3,357万円とするものであります。1項総務管理費、1目一般管

理費とも同額でございます。内容としましては、3節の職員手当等、これが制度の改正により12万5,000円追加するものです。4節の共済費3万1,000円の追加です。これもこの手当増加分に伴う負担金増を計上したものでございます。

したがいまして、歳出合計、既定額に15万6,000円を追加し、3,357万円とするものであります。

続きまして、3ページ、歳入についてご説明いたします。3款諸収入、既定額に15万6,000円を追加し、214万3,000円とするものであります。1項雑入、1目雑入とも同額でございます。内容としましては、1節雑入で高齢者講習料12万2,040円追加、クレジット手数料3万3,960円の追加で、合計15万6,000円の追加です。これにつきましては、高齢者講習の受講者増及びクレジット利用者の増加が予測されることによるものです。

したがいまして、歳入合計、既定額に15万6,000円を追加し、3,357万円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 平成21年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、議案第7号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件及び日程第11、議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第7号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2条例とも青木病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第7号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨でございますが、12ページをごらんいただきたいと思います。医師の確保状況について若干ご説明をさせていただきます。平成18年度から道の支援をいただきまして札医大から4年間の派遣ということで、21年度末で支援が打ち切られるという状況になっており、平成22年度からは自前での医師確保ということをしていかなければならない状況にあります。そんな中、僻地医療を担う医師の中で大変低い給与水準に本町はありますので、その水準を引き上げ、今後の医師確保に努めていきたいというところでありまして、改正の要旨をご説明いたしますと現行条例では医師の経験年数及び勤続年数を評価する仕組みとはなっていないため、給料表を導入することで勤続年数に合わせた給与面での待遇改善を図り、また役職手当を創設することでその責務を評価する仕組みとするものであります。

本文について読み上げて提案をしたいと思っております。新旧対照表もついておりますので、あわせて見ていただければというふうに思います。

中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例（昭和47年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び医師」を「及び医長」に、「この条例」を「、この条例」に改める。

第2条に次の2項を加える。

第2項、町立病院の医師の昇給は、現に受けている号俸を受けることとなった日から起算して1年を経過する日の属する月の初日に行う。

ここですけれども、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。経過するになっておりますが、経過したに直していただきたいと思います。大変申しわけございません。

第3項ですが、前項の規定による町立病院の医師の昇給の号俸数は、1号俸昇給する。

第3条を次のように改める。

第3条 町立病院の医師には、扶養手当、特殊勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を支給する。

第2項、前項に規定する手当の支給額は、職員給与条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）及び職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「特勤手当条例」という。）の規定の例による。

第3項、第1項に規定する手当のほか、町立病院の医師には、役職手当を支給し、支給額は次の各号のとおりとする。

(1)、院長、月額10万円。

(2)、副院長、月額8万円。

(3)、医長、月額6万円。

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 町立病院の医師の給与の支給方法は、給与条例及び特勤手当条例の適用を受ける職員の例による。

別表を次のように改める。

別表ですけれども、給与表、号俸であります。1号俸から18号俸まで4万円ずつの昇給でございます。18号俸から30号俸までにつきましては、2万円ずつの昇給ということでございます。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。

続いて、議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨でございますが、16ページをごらんいただきたいと思います。本町のような地域において医師の確保が非常に厳しい現状にあり、その確保に当たっては希少な機会を逸することなく医師を確保するため、給与面での柔軟な対応が可能な状況とするものがあります。具体的には医師給与については町職員の給与にかかわる独自削減の適用をしないという観点から、その場合の給与補償の意味合いの調整を図るものでございます。また、例えばですが、60歳以上の医師の方の採用ということもあろうかと思いますが、給料額の低減に努め、医務手当での調整をすることで採用に当たっての給与面での合意を図るといようなことができるかなというふうに考えております。

本文について朗読をいたします。職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「60万円以内」を「100万円以内」に改める。

附則、この条例は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） この件に関しては、所管事務調査でも何回かやっておりますので、内容等については十分熟知しておるつもりですが、医師確保のための改正ということで、

所管事務調査のときにも医師の名前が小川先生だったかな、ですね、交渉、話をしているという話でありましたけれども、先ほどの補正でもこれからも医師確保のために動いていかなければならないということでありましたけれども、見通しとして、特にその小川先生、それからほかにも22年度から来ていただけるような感触を持っておられるのかどうか、そこら辺の感触はどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 22年度から、4月1日からですけれども、小川医師につきましては採用するというような形で町からは内定の通知をさせていただきました。本人もそういう意思を固めていただいておりますので、まず間違いないだろうというふうに思います。この条例を可決させていただいた後、本人に対しては給与条件等をお知らせをするということになっておりますので、満場一致で可決をしていただいて、町を挙げて歓迎するというふうな形でお迎えできればなというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 今の小川医師のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、内定をしているということなのですかけれども、その給料条件等は今までの中での給料条件での内定、話し合いで中頓別に来るというようなことに決まっていたわけでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたしますけれども、小川医師につきましては高知大学の教授から紹介をされまして、高知のほうへ行って本人にお伺いをいたしました。そのとき今現在もらっている給料等々を話を聞きながら、うちとしても今給与の条例改正を議会に提案する予定していますけれども、それが議決してから詳しい待遇についてご報告をいたしますと、こういう話をしております。ただ、私は2,000万程度は支給されるのでなかろうかなと、まだ決まっておりませんから詳しい話はしていませんけれども、そういう話をして、奥さんとお医者さんに会って帰ってきたと、こういう状況であります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今の新しい医師についての問題については、どうぞ鋭意努力して確保していただきたいと思いますが、それは別に置きましてこれまで町長や病院が医師確保のためにかかわってきた対策協議会や札幌医大との関係が今どうなっているのかということ。この話は、例えば豊田先生が所属している札幌医大第1外科の先生方が、中頓別の患者も何人か入っていた時期もあって、今も入っているのですけれども、豊田さんどうなったのかな、その後どうなるのかなといろいろ心配してくれているようだという話を実は聞いたのです。豊田先生の上司に当たる人たちの話として、そういうように中頓別どうなっているのかな、何も聞いていないのだけれどもなというように心配の声があったよというのですが、それはそれできちっとした上部機関、横の連携の知らない医師の言うことだとは聞いておりますけれども、そういうふうに私は聞いているのですが、せっかく確保はできた、しかし医師の確保はまだまだこれから困難が続くだろうというふうに思うのです、

いつやめられるかもわからないわけですから。そういう意味では、これまでやってきた医師対策協議会等々の関連はどうなっているのかだけ確認しておきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 医師確保の関係につきましては、北海道のほうにも要請をしておりますし、そこを通じて札医大地域医療支援センターのほうにもお願いをしております。医師確保のめどがついた時点でその辺の状況を随時調整をさせていただきながらということになっておまして、道においても札医大の地域医療支援センターにおいても大変医師不足ということがあって、本町については4年間続けて支援をしていただいております、それ以上は難しいということをおっしゃっておりますので、今後においても大変厳しい状況にあるのかなというふうに感じております。ただ、何とか自前での医師確保のめどが立ってはきておりますけれども、今後においてどういう状況になるかもわかりませんので、今後においても道を通じて札医大との、あるいは旭川医大等との連携も深めながら、医師確保に協力をいただくという姿勢に立って活動しております。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ質疑を終結します。

討論を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほども申し上げましたとおり、何回も所管事務調査を行っておりますので、内容等については熟知しております。ですが、改正が医師の確保であるということも十分理解はしますが、この4月に院長の待遇改善ということで給料を1割上げました。今回の医師確保のための改正ではありますけれども、これに連じて院長の給料もまた上がるということになるわけです。そうしますと、当町が税金を投じて当町の医師を確保する、確保してきたこの意味というのはもうこれで全くなくなってしまったというふうには私思うのです。ですから、もう医師確保というところに力を入れて、そういう事業があっても何の意味もないというふうには私は思います。

それから、これが町民の医療にかかわるお金だというふうに考えれば、上がる部分です。その分をそれこそ町長が言うように小さな子供たちの医療費だとか、あるいは高齢者の医療費の負担軽減のためにも使えろとするならば、医者確保のために皮肉なことにそういう人たちの命を削るような結果にもならないかなというふうに私は考えます。それで、町長も大変苦渋の思いをされているのだろうと思うのですが、私もそういうところの問題点がどうしても払拭できないで今日までできております。そういうことを考えると、現時点では私は反対せざるを得ないかなというふうに考えており、反対いたします。

○議長（石神忠信君） ただいま反対討論がありましたので、次に原案に賛成の方の討論をお願いいたします。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 私は、議案のほうに賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

基本的に整っていないものをまず整えて、この地域、こういう非常に北の、しかも田舎の地域に来ていただける医師を確保すると、それがやはり最重要の課題なのではないかと思います。医者がない病院ということはありませんので、そういった意味ではまず整理をかけて、今できることよりももう一歩進んで頑張っているのかもしれませんが、財政難等々ありますが、まず整えて、医者を迎える体制を確保する。その上で、来ていただける人たちを今後も探し続ける必要があると思いますので、まずこういった整理をかけて、中頓別としての医師を迎える体制を整える、そういった意味でもこの条例に賛成したいと思います。

○議長（石神忠信君） 賛成討論ありましたので、次に反対討論ありましたら。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私も昨日の一般質問等でも町長に質問させていただきましたけれども、今回の、議員さん皆さん多分見られたと思うのですが、某医師からいろんなことを書かれた文章等を見ている限り、当中頓別で一生懸命頑張ってもうくれないのでないかなというような気持ちで私も見ましたし、先ほど来柳澤議員さんも言いましたとおり、4月に上げて、また来年度、確かに医師確保をするためにこのような改正条例をしなければならぬというのわかります。でも、それよりもっともっと地域の方々の子供の支援、老人の支援にも、そちらのほうに向けるべきでないのかなと思ひまして、私もこの今回の条例案については反対させていただきます。

○議長（石神忠信君） 反対討論がありましたので、次に賛成討論をお願いします。

村山さん。

○4番（村山義明君） 私は賛成いたします。やはり地域医療というか、当町の場合どうしても病院を維持していくということになれば医師の確保というのは本当に重要なことであります。そういう中で、医師の給料というのを医師の確保するためにはそれなりの、高くは財政上出せないわけですが、何とか確保できる範囲ぐらいの給料を確保していかなければこれはなかなか医師の確保はできないと。そういうことからして、あとは町側のほうの裁量でいろいろ折衝すると、そういうことが医師の確保する面では出てきますので、そういう部分でやはり確保できるような体制をとらなければ病院は維持できないと、そういうことからして今回の提案については賛成をしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 次に、反対の討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、賛成の討論ありますか。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 基本的な問題をやっぱり考えなければならぬと思うのです。この条例が通って予算化されなければどうなるのかということをもっと考えなければならぬと思います。そうすると、今町長を初め関係者が医師確保の努力をしていることのまず

確保が困難になるというおそれが1点。それと、いろんな情勢を見るときに院長がこのままの状況で頑張ってもらっていただける条件にならないのではないかとのおそれがまた1つあるわけです。地元で養成した院長だから、少々、少々というより大分安いですね、現実的には。そういう実態を4年8カ月も続けてくれたということであれば、これまた幾ら養成したといってもそれは確保のための養成であって、給与を低くして雇うための養成ではないのです、本当は、基本的には。ですから、そういう意味でもこういう他町村との比較論でいうと非常に安い待遇の中で頑張ってくれた院長にこの程度の給与引き上げは、私は最低限のものだろうと思うのです。言うなればやむを得ないと思うのです。そういう意味でも院長にもさらに今後頑張ってもらいたいという思いと、もう一つはもう一人の医師の確保がこういった条件で可能だということであれば、これは町長提案という、町長も最低の中で最善の努力した内容の提案だと思うので、私は医師確保と同時に病院を存続するという意味で賛成いたします。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 私もこの条例に賛成の立場で討論をしたいと思います。

本当に医師の確保に当たっては、町及び病院の方々が苦勞をされていることを何年間も見てきております。町民の立場からしましても、果たしてお医者さんが今度来てくれるのだろうか、病院続けていけるのだろうかという、そういう心配が常にあります。ここの地域にとってやはり病院が存続できなくなるということは、本当に恐怖にも近い状態だと思うのです。財政が厳しいということは本当にみんなよく知っておりますけれども、それでも先ほど東海林さんも言われましたように今後の病院の存続と、それから継続的な医師の確保といいますか、院長先生にも今後も頑張ってもらいたいという、そういう両方のことからして努力をされているのだと思って、私は賛成したいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、これで討論を終わります。

採決につきましては、個別に採決したいと思います。

採決は起立によって行います。

初めに、議案第7号、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

したがって、議案第7号については原案のとおり可決されました。

続きまして、これから議案第8号について採決します。

採決は起立によって行います。

議案第8号について原案のとおり賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石神忠信君） 起立多数です。

よって、議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件につきましては、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りいたします。本件について、各委員長の申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長申し出のとおり決定しました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。

平成21年第4回定例会を閉会にいたします。

（午前11時41分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員